

第48号

NPO法人建築Gメンの会
〒206-0025
東京都多摩市永山4-2-4-108
発行責任者:理事長大川照夫
TEL 042-311-4110
FAX 042-311-4125
E-Mail jimukyoku@kenchiku-gmen.or.jp
HomePage URL
<http://www.kenchiku-gmen.or.jp/>



- 能登半島地震から学ぶこと.....1
- 被害者の心を欠陥調査の原点に.....4
- 欠陥住宅59の手口.....6
- 事務局からのお知らせ.....7

『能登半島地震から学ぶこと』

文責 顧問 中村幸安(一級建築士)

2007年3月25日午前9時42

分頃、北緯37.3度、東経136.5度、震源の深さ約50km(輪島市中心部より南西約30km)の位置を震源とする、震度6強(M6.9)の強い地震が発生した。3月31日現在の被害は、死者1名・怪我人279名(重傷者25名を含む)壊れた家屋2千戸(全壊302戸・半壊357戸)と報道されているが、震源にもっとも近い輪島市では、家屋の全半壊戸数は、538戸に上る。

地震から1週間がたった現在、被災者は、最寄の避難場所34箇所に分かれて、しんどい避難生活を送っている。

*

筆者は、日本テレビの報道班に同行して、現地に入ったのは、地震発生翌日の、3月26日午前11時であった。能登空港が地震被害で閉鎖されていたので、羽田から小松空港に入り、小松空港からチャーターした自

動車で、有料道路(能登道路)を柳田まで北上し、穴水から輪島への道路が不通になっているとの情報をもとに、柳田から志賀町・富来町を経て、門前町に入った。

志賀町を通過中、テレビ・新聞等で被害状況の写真が載った志賀町の道路の亀裂は、現地入りした最初の被害として目に入った。当該地には、住民の強い反対運動もあつたが、強行に建設された北陸電力の志賀原発があるところであり、筆者は目を凝らして当たりを見回したが、地震発生の当日は、原発は調査報告書偽装事件のペナルティーとして、稼働を停止させられていたことが分つた。

しかし、志賀町で観測された地震のマグニチュードは、設計で想定していた基準値を上回っていたことが分つた。

*

門前町に入って、まずは、役場に

向つたが、役場は、総持寺の前にあり、総持寺の前の通りはもっとも被害が大きいように見えた。テレビでは、何処の局も同様に紹介していた興善寺は庫裏を残して、お御堂は完全に壊れていた。門は置石から柱が脱落していたが、倒壊は免れていた。さらに、その脇に立つ弥陀像が直立のまま、倒壊することなく被災者を見守っているように見えたのが印象的であつた。



(能登半島地震被災の様子-1)

その後、被災地を見回っている間の午後2時30頃、自動車に乗って待機しているとき、下から突き上げるような強い余震(震度5と報じられている)があつた。

この震動は、筆者がこれまでに体

験した地震の中で最大のものであり最大の恐怖を呼び起こすものであった。

1948年(昭和23年)6月28日午後4時13分頃、福井県嶺北地方を震源とする俗称『芦原地震』が発生し、12歳であった筆者は、そのとき、母の言いつけで、囲炉裏でジャガイモを蒸していた時である。

死者の数は、福井で3、728名石川県で41名)という大きな被災者を出した地震だった。

筆者は、物心ついてから、大きな地震について学んできたが、その何れも文献・現地調査を経て観念的に学んだ物であり、実際に地震動を体験した地震で最大な物は、福井地震であり、これが筆者の原体験としてあった。この経験・恐怖がこの度の能登半島地震の余震で蘇った。震度やマグネチユードではなく、体験として、実感した。

筆者は3月9日午後3時頃、神戸市灘区の天王寺谷巳之介さん宅を見舞っていた。天王寺谷巳之介さんとは、筆者が著した『人を殺さない住宅』(1996年7月20日に小学館から出した本)の主人公であり、

亡くなられてから既に12年が経った。たまたま神戸に行く用事があったので、お寄りしてお仏壇にお線香でも上げさせていただけようと思ったのである。

ご主人より12歳若かった奥様は、突然参上した筆者を歓迎してくださり、ひとしきりご主人の話しをし、今様の住まい造りの『心無さ』について、時間を重ねてきたところであった。そんなこともあって、能登地震の現地踏査でも、筆者の関心は、どうすれば地震国日本にあって、住い地震被害から守れるかにあつた被害が大きい地区のお寺の裏山にある墓所を見た。釣鐘が下がったままの鐘楼は柱が玉石から脱落していたが、釣鐘を抱えたまま倒壊せずに建っていた。



(能登半島地震被災の様子-2)

それに比して、墓石は、これまでに見てきた何処の地震地の墓所よりも墓石の落下、倒壊が多く見られたそのことから、能登半島地震のエネルギーの大きさが推測できる。

ところが、街中を見回って驚いたことは、外見的には、意外に家屋の倒壊等の被害が少ないのである。山の手が上がって町の家屋の屋根を鳥瞰しても、あのブルーシートが被せてある住宅の屋根が少なかった。この経験は、兵庫県南部地震で経験した、震源地に近い北淡町(淡路島)のものと同じであった。

- 一、古くて、保守・管理の悪い物は倒壊している
- 二、設計が悪く、耐力壁の配置が偏っている物は倒壊している
- 三、埋立地では、埋め立て工事が悪いところでは、液状化によって被害が出ている
- 四、古い造りで、筋かいがなくても二重長押や壁量が多い家屋は被害が少ない
- 五、布基礎+アンカー仕様の物より置き玉石基礎の方が、意外に倒壊被害が少ない
- 六、柱が太く横架材が太く仕口が

しっかりしている家屋は被害が少ない。

七、海岸線に向って(震源地に向って)垂直に妻壁が全面壁になっている家屋の倒壊等の被害が少ない

八、この地方の特徴として、古くから踏襲してきた外壁羽目板仕様は、耐震性能を高めていた(風と雪に対する備え)

九、土壁(小舞下地)の家屋が多く腐朽しているのが、被害現象から窺えた

しかし、北海道南西地震・日本海中部地震・兵庫県南部地震・中越地震・台湾集集地震などで指摘してきたような、家屋の持つ欠陥が原因で倒壊等の被害を被ったと考えられる家屋が意外に少ない事に気づいた。

その原因は何だったのかを調べる必要がありそうである。さつと一瞥下だけの印象で言えば、幾つかの理由が考えられる。

- 一、能登地方の海岸線に建つ家屋は屋根を本瓦にした、非常にお金を掛けた造りになっている

二、海岸であることと、積雪があることから、風と積雪を考えた住い作りが根付いていること

三、間取りは、典型的な田の字型であり、構造的には不利であるが、その不利を構造材の断面の大きさに補っている

四、屋根の崩落が少ないのは、本瓦葺きの熨斗瓦の番線結線押さえが行き届いていないせいではないかと考えているが、その結果は、後の調査に繋ぎたい

五、墓石の落下・倒壊を防ぐには、落下・倒壊していないものから見て、重ね部分でダボ・緊結具等による施工が考えられる

六、海岸からの強い北風に抗して屋根の棟方向を海岸線に平行に配っていたことが、妻壁が海岸線に直角になり、地震波に耐えられたのではないかと考えるが、これも後日の調査に繋ぎたい

七、大方の家屋が玄関が平入りであり妻壁には、殆ど開口部がなく耐震上非常に利いたこと



(能登半島地震被災の様子-3)

では、なぜ手抜き工事に代表される欠陥住宅が少なかったのかと言えば、そこには、未だ健在な古いコミュニティが生き続けているからといえる。現在でも、大方の家屋の棟上げには、村人が皆手伝いに参加し、住まいの良さを褒めあう習慣が残っている衆目を集める中で、工事人は手抜きなどできるわけがない。ましてや、プレハブ住宅と異なり一戸、一戸独自に設計し、地元の大工が中心になって施工するため、その家屋の敷地地盤に適った住いができることになる。

こうした古き良きコミュニティを遅れた古い関係と蔑む傾向が近代合理主義に見られるが、能登では

このコミュニティ意識が住まい造りに生かされた例と見たい。

*

最後に、未だ調査が終わっていない段階で、これ以上、深入りした論評を加えるのもいかがかと思うのでこの程度の報告に留めて続報に譲るが、この能登でも、神戸の被災者と同様『この能登に、こんなに大きな地震が来るとは夢にも思わなかった』という言葉は強く印象に残った。

確かに、石川県管内に震源地を持つ地震は、1993年2月7日22時27分の能登半島北方沖を震源とするM6.6の地震の他、2000年6月7日6時16分石川県南部沖を震源とするM5.1の地震ぐらいと記憶しているから、今回の地震は存命中の者にとって、経験的には過去最大の地震ということになる。

莫大な研究予算が投入されている東海沖地震の予知にしても、その予知が保証されているわけではない。

古き、弱き家屋を見つけて、予め耐震補強を施すことが、とりわけ首都圏にあっては急がなければなら

ないことだと、思いを新たにして帰郷したが、改めて、調査を考えている。



(能登半島地震被災の様子-4)

会の活動にご協力ください！

| | |
|--------|---------|
| 会員の種類 | 年会費 |
| 社員 | 24,000円 |
| 消費者社員 | 12,000円 |
| 会員(個人) | 6,000円 |
| 会員(団体) | 48,000円 |

ご入会の際は入会申込書が必要です。

『被害者の心を欠陥調査の原点に』

建築Gメンは日々建築の調査に取り組み、また研修を通じて、より的確な調査を目指している。

一九八一年五月一日ロンドンでの「国際住宅都市問題研究会議」で決議された「住宅人権宣言」は、「人間にふさわしい住居に住むことは、すべての市民の基本的人権であること」を明確に位置づけ、「国家の責任において人間の尊厳に配慮した良好な住宅の供給を保護することを心からのぞむものである。」と宣言している。寒い国、暑い国、治安の善し悪し、風習により良好な住宅の形態は変わってくるであろう。しかし、住宅が「基本的人権」「人間の尊厳」の問題であることは万国共通である。

そこで、欠陥建築により被害をつけた二人の方に、その心の内を語っていただいた。

文責 山本 孝

(理事・弁護士)

その一 (A氏)
基礎と構造を変えられて

五十年もつ建物を

私にとつて、店舗の建築は今回が初めてでした。建築に際して、重視した点は二点あります。一番目として、当地もよく地震のあるところなので、基礎と構造だけはしっかりしたものを建てたいと考えていました。二点目として、私達夫婦は大分年かさも高くなっていたので、テナントの賃料収益での生活なり何なりを立てるといふことです。テナントから賃料をもらうには、しっかりした建物、少なくとも五十年はもつ建物を建てたいと、このようなことを考えていました。

請負契約締結前に交渉の段階というものがあるんですけれども、その交渉の段階で担当者に対して、基礎とかの構造をしっかりとくださいとか、五十年もつ建物にしたい

という今の希望について話をしました。

口先だけの会社姿勢

私は、ここは、もともと水田地帯で、埋め立ての軟弱地盤なので、基礎だけはしっかりした基礎にして欲しいという話をしました。何回か念を押してしたことを覚えていません。

支店長(担当者)は、そういう土地ということを知って、この土地に建築することについて、会社としての姿勢についても語ってくれました。この現場は国道という人通りが多いところでもあるので、会社にとつては良い宣伝になる、またそのためにもしっかりとした建物、人に笑われるようなものを作るわけにいかない、また当社は伝統のある会社なので、しっかりとした建物を建てるよう工事のことは任せておいてくれと、このようなことを言いました。

欠陥建築と判明して

建築の途中で、基礎が何か設計と違ふなと思っていましたが、建築の途中だからと誤魔化されているうちに、完成までいってしまいました。

基礎は、設計より浅い地盤の上に立ち、小さくなり、偏心していました。

そのことを、建築士に、はっきり指摘されて寝込んでしまったのです。もう訴訟しかないと言われた重圧感で押しつぶされたんだと思います。

裁判所にも入れず

本件の訴訟の前に訴訟経験というのはいくらもありませんし、訴訟と言われた時には、何かテレビドラマを見ているような錯覚にさえ一瞬陥りました。訴訟というか、裁判所などはただの一度も行ったことがなくて、今回このような裁判になったときに、裁判所に初めて見に行きまして、そのときも建物の中に入ることができないので、外だけ眺めて帰り、「それでは行った価値がないじゃないか。何してきたんだ。」と家内に言われて、また二、三日して、今度は仕事の車でそのまま飛んで行って、裁判所の中へ入って、初めてこんな具合になってるんだというところ、裁判になったときには、今度は落ち着いて入れるかなど、こんなことすら思っていたわけです。

被害をふり返って

建築当時、私は七十才を迎えようとし、娘二人も嫁ぎ、残された余生を妻と二人で穏やかに暮らそうという人生設計のもと、生活の基盤としてのテナントビルと兼用した店舗ビルを新築したのです。ところが完成した建物は手抜き工事・欠陥工事、安心してテナントに貸せないものでした。そのため、空室のフロアもあり、経済的にも大きな減収でした。また、裁判費用を負担する為に妻と二人、重い荷物の配達など年配者には肉体的にもきつい店の経営を辞められませんでした。また裁判に関する精神的苦痛から体調がすぐれない日々を裁判中送ってきました。

欠陥建築でなければ、とつくに店の経営からも引退し、長年苦勞をかけた妻と穏やかな生活を送っていたものが、建築会社の悪質な行為により私の晩年の人生を肉体的・精神的・経済的に台無しにされてしまったのです。

(編集部注：現在は、訴訟は解決し、建替計画が進行中です)

その二(B氏)

新築の家で工事が続いて

更に欠陥が

入居後の工事

新築の家を契約し、新しい家での生活を夢に見ておりました。年末に入居し、すぐに雨漏りがあり、断熱材の手抜きも見つかって、入居後に工事が行われました。この家の傷は、多くは入居してから一年以上にもわたる工事現場状態により出来たものなのです。



天井補修工事中

(本文とは違う建物)

その工事の状況は、ベッドの上に紙を一枚ひき、天井数カ所切り裂き、そこからグラスウールを入れるという作業。生活している家の中を、

工事中は数々のどこの誰かわからない人間が、毎日、工事用の鍵で出入し、トイレや洗面所を勝手に使ったり掃除機も無断で勝手に使ったり三台も壊し、グラスウールのガラス繊維は周りに飛び散り、石膏ボードを室内で切断したため家の中はベッドの上から家具の上にもいたるまで粉だらけ、日程表もなく日曜祭日も無く早朝から夜中まで突然に人が来て、「工事を今からさせてください。」と言う。業者の都合ばかりで私たちの暮らしは考えてもくれない。近所からも苦情が殺到でした。傷は家屋だけではありません

私どもは毎日工事現場の中での生活を強いられ、工事現場の粉塵の舞うなかで寝起きし、家の中で工事をしていない唯一の部屋で、やっとのおもいで生活をし、寝る場所をつくるために日々過酷な掃除(夜だけで3〜4時間。しかも工事が遅くまであったときは午前2時ころまで掃除)を続けなければならず、私は椎間板ヘルニアになり歩行不能になってしまったのです。その工事は、酷い時期には休みなく強行され、休日にも憩いはなく工事現場の生活

を強制されました(下請けが来て、元請の工事担当者は土日なので休みと言って来ませんでした)。息子たちにいたっては、粉塵の舞い散る倉庫のような工事現場の中で、受験勉強を余儀なくされたのです。

家の種々様々な傷も問題ですが、引き渡されたといわれている工事現場状態の家で業者の使用する工事用の鍵しかもらえない不安な生活。基本的人権をまるで無視された生活を必死でこらえてきました。家の建築を依頼した人間には基本的人権は与えられないのでしょうか。



補修工事中。室内に粉塵が舞っている

(本文とは違う建物)

基礎が設計とちがう

これだけで問題は終わりませでした。調べていくうちに基礎が設計どおりでなかったのです。契約時、私たちは、基礎がしっかりしたもので（これは専門的な知識はないが、とにかくしっかりしたものとこの考え）と念を押していました。私たちが、ニユース等で聞いた、見えないところをごまかす業者が大変多いという話をすると、担当者らは、「それをしないのが私たち一流企業です。名譽にかけて基礎は建築確認どおりの施工をします。基礎はやり直しもできませんからね」と言っていたのです。でも、基礎は設計とちがいました。信頼を裏切られ、子ども達に引き継いでもらいたい、この家が、その基礎も信頼できなくて、地震時の不安、軽い地震にも体が反応してしまいます。

屋根材が吹き飛んで

雨漏りに対する入居後補修工事で屋根は完全なはずでした。建築会社は、「屋根は最後の工事で大変自信をもったやり直し工事。日本一の屋根下請けメーカーに頼んだので今までのような瑕疵のある工事は

絶対がない」と言っていました。けれど、ある風の強い日、風によって屋根材は吹き飛びました。

屋根材の裏面には、接着剤塗布範囲が指定されているのに、接着剤はポツン・ポツンでした。補修工事までも手抜かれていたのです。雨が降っては不安になり、風が吹いては不安になります。

何度となく裏切られ続け

今までも、ひとつの工事が終わると必ず出てくる問題点や瑕疵。解決に向かうと、また新たに問題や瑕疵が発見されるの繰返しでした。大企業の大看板を持ちながら、人の信頼をことごとく裏切ることがあることを皆様にも知ってほしいという思いでいつぱいです。

(編集部注：現在は訴訟は解決し、補修工事も行っています)



無料電話相談「住まい110番」は全国40箇所以上に窓口を設置。042-311-4110にて相談内容に応じて各窓口をご案内致します。

建築Gメンが暴く 欠陥住宅59の手口

パンフレットに書かれた遮音性能がない高級住宅

文責 顧問 中村 幸安

戸建住宅については、法律で定める遮音性能基準はない。遮音性能のいい戸建て住宅を建てたければ、そのことを設計の段階で、建築士に伝えることである。マンションや建売住宅なら、販売パンフレットか、口頭で遮音性能を確かめて、書面にしてもらうことが大切。仕様書を確認すれば万全である。

問題は遮音性能の等級表示と生活感覚の開きだ。ある高級マンションのパンフレットに「遮音性能はD50(1級)」とあった。購入者はこれを信じて契約。入居してはじめて、遮音性能が非常に悪いことが分り、販売会社に補修工事を求めた。業者は、「パンフレットと実際は異なるもの」といった。解決は難航。居住者の管理組合は、第三者に頼んで、遮音性能の調査を行い実態を明らかにして、訴訟も辞さない決意で販売会社と対峙した。

結果は、販売会社と施工会社が管理組合の要求に負け、D50になるように補修工事を行った。管理組合の結束が強く、調査費も販売会社が支払うことで決着したが、管理組合の、経済的・精神的苦勞は筆舌に尽くせぬものがあった。

この勝利は以下の教訓を示している。
運動は資料をそろえて、科学的に進める必要がある。
管理組合が一致団結して当たら。

資料がそろつたら、訴訟でも勝てるかどうかを打診。勝てそうなら、訴訟をもち辞さない方針を確認して、運動に入る。

最後まで、科学的に争う姿勢が不可欠だ。遮音性能については、居住者の要求はおおむね遮音性能の1級を最低とし、それを上回っていることに注意する。音に比較的敏感な人は、パンフレットに「遮音性能1級か特級」と特記したものを買うことをおすすめしたい。

揺れの法的基準はないことに注意

文責 理事 佐藤 賢典

建物が揺れるという相談を受けたのはたしか、建築Gメンの会の事務局からであった。

建物の内容は、重量鉄骨3階建てあり、設計・施工を同時に請け負った一部上場会社の物件だった。

会では、それぞれの分野の専門家チームをつくりさつそく調査にかかり、大学の専門家による振動調査も行った。また、会では現地で会員の研修会も行ない、振動について多くの専門家の関心も集めた。

揺れの程度は、問題の3階(屋上)の階段手摺を軽く揺ると、2階・3階のテーブルの上のコーヒーカーップがカタカタと鳴り、コーヒーが大きく揺れるものだった。

このことについては、当初は業者も認めしたが、後になって、「こんなもんでしょう。わが社の研究棟も同じ構造ですが、もつと酷いかもいれませんよ」と対応する始末にあきれると同時に、専門家一同は怒りを覚えたものである。

その後、当初揺れに驚いた建築会社の営業部長は、もう交渉の席に着

くことはなかった。専門家として、原因を確かめるべく調査を進めると、業者のいう下請けの鉄骨会社では、溶接部の有資格者による全数検査が行なわれていないことがわかった。

さらに、現場での鉄骨の溶接部の不具合も判明したが、建設会社は、こちらの調査した溶接部分が、法的基準の板厚以下の部分なので、法的規制の対象にならないと、反論してきた。

業者は、建物に欠陥はないが、どうしても住めないというなら、契約解除に応じるといつてきたが、この間の精神的慰謝料等については払えないと、かたくなに拒んでいる。



(阪神淡路大震災の被災の様子)

事務局からのお知らせ

2007年2月の

電話相談業務等実績

| 項目 | 件数 | 割合 | 情報源 | 件数 |
|----------------|-----|-------|---|-----|
| ○ 月別相談件数 | 90件 | | ○ 相談窓口の情報源 | |
| ○ 相談内容の内訳 | | | ・ インターネット | 46件 |
| ・ 調査問合せ | 31件 | (35%) | ・ 書籍 | 6件 |
| ・ 瑕疵問題 | 9件 | (10%) | ・ 新聞・雑誌 | 6件 |
| ・ 契約 | 7件 | (8%) | ・ 行政窓口 | 3件 |
| ・ 施工 | 5件 | (5%) | ・ 口コミ | 3件 |
| ・ マンション問題 | 5件 | (5%) | ・ テレビ | 2件 |
| ・ 賃貸問題 | 4件 | (4%) | ・ その他 | 6件 |
| ・ 設計 | 3件 | (3%) | (有効数) | 72件 |
| ・ リフォーム一般 | 3件 | (3%) | ○ 業務完了後アンケートから | |
| ・ 業者と紛争 | 2件 | (2%) | 事務局では、調査業務完了後に依頼者へアンケートのご協力を頂いております。ご回答頂いた中からのご紹介です。 | |
| ・ 地盤 | 1件 | (1%) | 【建物調査を依頼された方からのご回答】 | |
| ・ 工事監理 | 1件 | (1%) | 建築に関して素人でどうしてよいか分からず困惑していた時、ネットで会のことを知り、本当にいろいろ助けていただき助かりました。思った以上に親身になって対応していただき、今は安心できるわが家を手に入れることが出来ました。ありがとうございました。ごさいます。 | |
| ・ その他 | 19件 | (23%) | (神奈川県在住の方から) | |
| ○ 調査(見積り)依頼件数 | 38件 | | | |
| 主な内容 | | | | |
| ・ 売買物件の引渡し前の検査 | 11件 | | | |
| ・ 瑕疵総合調査 | 8件 | | | |
| ・ 建物の目視調査 | 8件 | | | |
| ・ 工事中の第三者検査 | 7件 | | | |
| ・ 1年目点検 | 2件 | | | |
| ・ 構造検査 | 1件 | | | |
| ・ その他 | 2件 | | | |

【マンションの内覧会同行を依頼された方からのご回答】

今回の調査に関しては、「良かった」です。建築Gメンさんには、大変お世話になりました。私は、内覧会立会いは、初めての経験でした。チエックポイント等、事前にある程度知識を入れていたのですが、実際に立ち会ってみると素人の私だけでは、きびしかったと思います。理由は、建設会社に手直し依頼する際、レベルや通りを数値で示さなければ、対応しそうになかった。(実際、言い包められそうになった)という点と、実際に生活する視点だけからみると、気づかずにいたであろう点が数多くあったことです。今回調査をお願いして、大変助かりました。今後、私の周りに内覧会等があれば、NPO法人建築Gメンの会さんを紹介したいと思えます。ありがとうございます。

(千葉県在住の方から)

2007年度定例総会の開催

本年度の定例社員総会は、5月26日(土)午後12時に開催いたします。

翌日には、「夕張の財政破綻と計画担当者(建築士)の責任」と題して、中村顧問による記念講演を行います。

総会開催要領

日付 07年5月26日(土)

場所 南明ホテル 会議室

(JR熱海駅 徒歩7分)

時間 12時30分～ 開場受付

13時～15時 総会

(2006年度報告)

15時～17時30分 総会

(2007年度方針)

18時30分～ 懇親会

記念講演

日付 07年5月27日(日)

場所 南明ホテル 会議室

(JR熱海駅 徒歩7分)

講演内容 「夕張の財政破綻と計画担当者(建築士)の責任」

講師 中村幸安(当会顧問)

費用 無料(一般の方も参加いただけます。申込みは当会事務局まで)

時間 9時30分～12時

詳細はHPに掲載

埼玉県朝霞市の無料講演・相談会

のご案内(相談会は要予約)

日時 07年4月22日(日)

午後13時～16時

場所 朝霞市産業文化センター

交通 JR武蔵野線北朝霞駅、東武東上線朝霞台駅(駅から徒歩5分)

主催・お問合せ 建築Gメンの会

久保木まで(048-464-2261)

詳細はHPに掲載

～編集後記～

編集後記に代えて、建築と親しい関係にある庭を讃えた、フランスの詩人ポール・エリュアールによる「ぼくはひとりではない」を紙面のゆるすかぎり引用します。

ぼくはひとりではない

くちびるは 軽い果実で いっぱいに

身は とりどりの千の花で かざられ

太陽の腕のなかで かがやくばかり

親しい小鳥のようにしあわせで

雨のしずくには うっとり

朝空よりも美しく 貞節な女(ひと)

ぼくが知っているのは一つの庭

ぼくは夢みる

ぼくはまさしく愛している

(やまもとたかし)

書籍の紹介

[監修]当会常任理事・渉外部会長 田岡照良

あなたの家は大丈夫？

マンション再チェック
ハンドブック

(株)あおば出版 / 定価 700円

耐震偽装マンションを再チェック 重要チェックポイントは必ずココ 購入時のパンフレット、契約書を見直そう マンションのクオリティーを再確認! マンション危険度 Yes・No チェック 問題発見時のさまざまな対処方法



携帯に便利な
ポケットサイズ

[監修]当会理事長 大川照夫 / 事務局長 中山良夫

うちは大丈夫なの？

自分でできるマンション診断

英知出版(株) / 定価 950円

あなたのマンション命に関わる危険度をチェック! ストレスのない暮らしのために知っておきたいマンション知識 自分の家が欠陥マンションだったら



お詫びと訂正

この度本書に誤りがありました。編集、構成担当者の手違いです。出版元のHPより修正ページのPDF配布を行っております。当会のHPからもダウンロードできます。